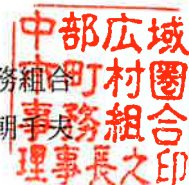




中広事障第 61号  
令和4年10月21日

指定障害児通所支援事業所 様

中部広域市町村事務組合  
理事長 桑江 朝



指定障害児通所支援事業所における利用定員及び人員基準の順守の徹底について

日頃は、本組合の障がい福祉指導検査業務に多大なるご協力を賜りまして、感謝申し上げます。

さて、障害児通所支援事業所の児童指導員の配置等については、適切な人員配置の実施について、別添の資料を確認の上、利用定員及び人員基準の順守を徹底するようお願いいたします。

#### 記

##### ◆利用定員について

根拠法令：沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第27号）第40条及び第78条

##### ◆人員基準について

根拠法令：「沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年規則第56号）」第3条、第4条及び第18条

#### 問い合わせ

中部広域市町村圏事務組合

広域連携課 障がい福祉指導検査係

担当：玉城、比嘉、ウェンゼル、國吉

TEL：098-923-3211

FAX：098-934-7470

E-Mail：shougafukushi@chubukouiki-okinawa.jp

## 常勤換算について

【条件1】週5開所(月～金)、常勤週40時間(8時間/日)

20日開所 160時間

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	勤務時間数	有給等	常勤換算
職種	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
職種A(常勤)	8	8	8	研修	8	-	-	8	8	有給	8	8	-	-	8	8	8	8	8	-	-	8	8	8	8	8	-	-	144	16	1.00

常勤換算法上は、**常勤の従業者**は休暇や出張(研修含む)の時間を常勤換算に算入することが可能です。

【条件2】週5開所(月～金)、常勤週40時間(8時間/日)

20日開所 160時間

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	勤務時間数	有給等	常勤換算
職種	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
職種A(非常勤)	4	4	4	4	4	-	-	4	4	4	4	4	-	-	4	4	4	4	4	-	-	4	4	4	4	4	-	-	80	0	0.50
職種A(非常勤)	4	4	4	4	4	-	-	4	4	4	4	4	-	-	4	4	4	4	4	-	-	4	4	4	4	4	-	-	80	0	0.50

上記条件2の場合、常勤換算法上は、非常勤の合計時間を常勤換算に算入することが可能ですので、職種Aは1名の配置となります。

**ただし、非常勤の従業者が有給等を取得した場合は常勤換算法上算入することができなくなるので、下記「常勤換算のよくある指摘事項」条件3もご熟読の上、人員配置してください。**

## 常勤換算のよくある指摘事項

【条件3】週5開所(月～金)、常勤週40時間(8時間/日)

20日開所 160時間

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	勤務時間数	有給等	常勤換算
職種	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
職種A(常勤)	8	8	8	8	8	-	-	8	8	8	8	8	-	-	8	8	有給	8	8	-	-	8	8	研修	8	8	-	-	144	16	1.00
職種B(非常勤)	4	4	有給	4	4	-	-	4	4	4	4	4	-	-	4	4	4	4	4	-	-	4	4	4	4	4	-	-	76	4	0.48
職種B(非常勤)	4	4	4	4	4	-	-	4	4	4	4	4	-	-	4	4	4	4	研修	-	-	4	4	4	4	4	-	-	76	4	0.48

常勤換算法上は、非常勤の合計時間を常勤換算に算入することが可能ですが、**非常勤の場合は休暇や出張等の時間は常勤換算に算入することができません**ので、上記の場合職種Bは人員配置1名に満たないことになり、サービス提供職員欠如減算となります。

※注意点 指定申請時に非常勤の従業者の有給や研修等を加味せず申請した場合、上記のように人員欠如となる場合があるので、非常勤の従業者を配置するには十分注意してください。

## 児童指導員の配置についてよくある指摘事項

【条件4】利用定員10人以下、週5開所(月～金)、サービス提供時間9時～17時、常勤週40時間(8時間/日)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
職種	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
管理者兼児発管	8	8	8	8	8	—	—	8	8	8	8	8	—	—	8	8	8	8	8	—	—	8	8	8	8	8	—	—	8	8
児童指導員①(常勤)	8	8	8	8	8	—	—	8	8	8	8	8	—	—	8	8	8	8	8	—	—	8	8	8	8	8	—	—	8	8
児童指導員②(非常勤)	—	—	—	8	8	—	—	有給	8	8	—	—	—	—	—	—	8	8	8	—	—	8	8	8	—	—	—	—	8	—
児童指導員③(非常勤)	8	8	8	—	—	—	—	—	—	—	8	8	—	—	8	有給	8	8	—	—	—	—	—	—	8	8	—	—	—	8
必要な児童指導員等の数	2	2	2	2	2	—	—	2	2	2	2	2	—	—	2	2	2	2	2	—	—	2	2	2	2	2	—	—	2	2
サービス提供時間を通じて配置されている児童指導員等の数	2	2	2	2	2	—	—	1	2	2	2	2	—	—	2	1	2	2	2	—	—	2	2	2	2	2	—	—	2	2

児童指導員においては、サービス提供時間を通じて配置する必要があることから、上記条件4の場合、8日と16日において児童指導員等の配置が人員配置基準を満たしていませんので、人員配置基準違反となりサービス提供職員欠如減算となります。

※その他注意点 「サービス提供時間を通じて」とは、休憩時間も含まれますので、注意が必要です。

【条件5】利用定員10人以下、週5開所(月～金)、サービス提供時間9時～17時、常勤週40時間(8時間/日)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
職種	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
管理者兼児発管	8	8	8	8	8	—	—	8	8	8	8	8	—	—	8	8	8	8	8	—	—	8	8	8	8	8	—	—	8	8
児童指導員①(常勤)	8	8	8	8	8	—	—	8	8	研修	8	8	—	—	8	8	8	有給	8	—	—	8	8	8	8	8	—	—	8	8
児童指導員②(非常勤)	—	—	—	8	8	—	—	8	8	8	—	—	—	—	—	—	8	8	8	—	—	8	8	8	—	—	—	—	8	—
児童指導員③(非常勤)	8	8	8	—	—	—	—	—	—	8	8	8	—	—	8	8	—	8	—	—	—	—	—	—	8	8	—	—	—	8
必要な児童指導員等の数	2	2	2	2	2	—	—	2	2	2	2	2	—	—	2	2	2	2	2	—	—	2	2	2	2	2	—	—	2	2
サービス提供時間を通じて配置されている児童指導員等の数	2	2	2	2	2	—	—	2	2	2	2	2	—	—	2	2	2	2	2	—	—	2	2	2	2	2	—	—	2	2
その他の人員欠如 ※1																														

※1 児童指導員においては、サービス提供時間を通じて常勤を1名以上配置する必要があることから、上記条件5の場合、10日と18日において児童指導員等の配置が人員配置基準を満たしていませんので、人員配置基準違反となりサービス提供職員欠如減算となります。

※その他注意点 条件4同様、「サービス提供時間を通じて」とは、休憩時間も含まれますので、注意が必要です。

【条件6】利用定員10人以下、週5開所(月～金)、サービス提供時間9時～17時、常勤週40時間(8時間/日)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
職種	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
管理者兼児発管	8	8	8	8	8	—	—	8	8	8	8	8	—	—	8	8	8	8	8	—	—	8	8	8	8	8	—	—	8	8
児童指導員①(常勤)	8	8	8	8	8	—	—	8	8	8	8	8	—	—	8	8	8	8	8	—	—	8	8	8	8	8	—	—	8	8
児童指導員②(非常勤)	—	—	—	8	8	—	—	8	8	8	—	—	—	—	—	—	—	8	8	—	—	8	8	8	—	—	—	—	8	—
児童指導員③(非常勤)	8	8	8	—	—	—	—	—	—	—	8	8	—	—	8	8	8	—	—	—	—	—	—	—	8	8	—	—	—	8
必要な児童指導員等の数	2	2	2	2	2	—	—	2	2	3	2	2	—	—	2	2	2	3	2	—	—	2	2	2	2	2	—	—	2	2
サービス提供時間を通じて配置されている児童指導員等の数	2	2	2	2	2	—	—	2	2	2	2	2	—	—	2	2	2	2	2	—	—	2	2	2	2	2	—	—	2	2
利用者の数	10	10	10	10	10	—	—	10	10	13	10	10	—	—	10	10	10	11	10	10	—	10	10	10	10	10	—	—	10	10

実利用者に応じた児童指導員の配置が必要ですので、上記条件6の場合、人員基準を満たしていません。サービス提供職員欠如減算に該当します。

# 児童指導員加配加算等における定員超過の際の取扱いについて多い指摘事項

【条件7】利用定員10人以下、週5開所(月～金)、サービス提供時間9時～17時、常勤週40時間(8時間/日)

20日開所 160時間

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			勤務時間数	有給等	常勤換算
職種	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日					
管理者兼児発管	8	8	8	8	8	-	-	8	8	8	8	8	-	-	8	8	8	8	8	-	-	8	8	8	8	8	8	-	-	160	0	1.00	
児童指導員①(常勤)	8	8	8	8	8	-	-	研修	8	8	8	8	-	-	8	8	8	8	8	-	-	8	8	8	8	8	8	-	-	152	8	1.00	
児童指導員②(常勤)	8	8	8	8	8	-	-	8	8	8	8	8	-	-	休暇	8	8	8	8	-	-	8	8	8	8	8	8	-	-	152	8	1.00	
加配加算人員A(常勤) ※児童指導員の資格を有する	8	8	8	8	8	-	-	8	8	8	8	8	-	-	8	8	8	8	8	-	-	8	休暇	8	8	8	-	-	152	8	1.00		
利用者の数	10	7	10	8	10	-	-	10	10	12	10	10	-	-	10	10	11	10	6	-	-	-	10	10	10	6	-	-					

上記条件7の場合、加配加算は基準人員を満たすことが条件となることから、定員をオーバーした10日と17日については、加配加算人員Aが基準人員に含まれるのでその日の加配加算の算定はできません。(8日、15日、23日は常勤換算法上、人員基準を満たしているので加算の算定が可能です。)

※上記条件7の場合、加配加算人員Aが常勤であり、なおかつ児童指導員の資格を有することから10日と17日以外は加配加算の算定が可能です。ただし、加配加算人員Aが児童指導員の資格を有していない場合は、サービス提供職員欠如減算に該当するので注意してください。

【ポイント】 加配加算の際には、常勤換算法も含めて考えます。

# 児童指導員加配加算等について多い指摘事項

【条件8】利用定員10人以下、週5開所(月～金)、サービス提供時間9時～17時、常勤週40時間(8時間/日)

20日開所 160時間

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			勤務時間数	有給等	常勤換算
職種	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日					
管理者兼児発管	8	8	8	8	8	-	-	8	8	8	8	8	-	-	8	8	8	8	8	-	-	8	8	8	8	8	8	-	-	160	0	1.00	
児童指導員①(常勤)	8	8	8	8	8	-	-	8	8	8	8	8	-	-	8	8	8	8	8	-	-	8	8	8	8	8	8	-	-	160	0	1.00	
児童指導員②(常勤)	8	8	8	8	8	-	-	8	8	8	8	8	-	-	8	8	8	8	8	-	-	8	8	8	8	8	8	-	-	160	0	1.00	
加配加算人員A(非常勤) ※児童指導員の資格を有する	8	8	-	-	-	-	-	8	8	休暇	-	-	-	-	8	8	-	-	-	-	-	8	8	8	-	-	-	-	72	8	0.45		
加配加算人員B(非常勤) ※児童指導員の資格を有する	-	-	8	8	8	-	-	-	-	-	8	8	-	-	-	-	休暇	8	8	-	-	-	-	-	-	8	8	-	-	72	8	0.45	
利用者の数	10	7	10	8	10	-	-	10	10	10	10	10	-	-	10	10	10	10	6	-	-	-	10	10	10	6	-	-					

上記条件8の場合、加配加算は常勤換算法上で人員配置基準を満たす必要があり、非常勤である加配加算人員A、Bが有給を取得した場合、欠如が解消されるまで加算は算定できない。